

# 埼玉県山岳連盟 加盟変更手続きマニュアル

平成20年 2月10日  
埼玉県山岳連盟 事務局

## 1 根拠

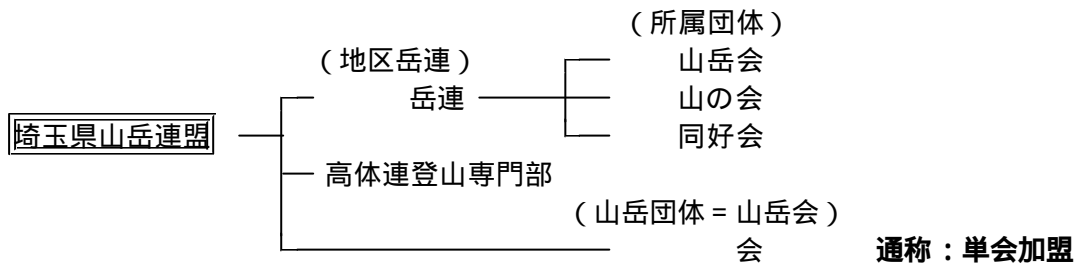
「埼玉県山岳連盟 規約 第3章」による

第5条 連盟は、県内の都市町村山岳連盟、高等学校体育連盟登山専門部（以下「地区岳連」という。）及び山岳団体（以下「山岳会」という。）で組織する。

第6条 連盟に加盟するには、申込書、規約、会員名簿を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 連盟を脱退する地区岳連及び山岳会は、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

第8条 地区岳連は、その団体及び地区岳連傘下の所属団体（以下「所属団体」という。）内に変動を生じた場合、すみやかに連盟にそれを報告しなければならない。



## 2 加盟変更の方法（地区岳連を退会し、県岳連に直接単会加盟する）

埼玉県山岳連盟規約第3章第5条により、都市町村山岳連盟（地区岳連）を脱退し、単会で直接埼玉県山岳連盟に加盟する方法を説明します。

### (1) 都市町村山岳連盟 (地区岳連) を脱退する

都市町村山岳連盟（地区岳連）を退会する。

方法は、地区岳連によって違うだろうが、県岳連に提出する書類（脱退届：様式7）に準じた書類を作成し地区岳連の理事会等に諮る。

地区岳連を脱退。

都市町村山岳連盟は、県岳連の理事会に、加盟団体変更報告書（様式8）を提出する。

### (2) 単会直接加盟する

県岳連に提出する書類（ア、申込書<様式9> イ、規約 ウ、役員名簿<様式5> エ、会員名簿<様式6>）を揃える。

県岳連の理事会に、上記の書類を提出し、承認を得る。

県岳連理事会に出席の場合は、代表者（会長等）が出席する。